

(留意事項)

単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇨ 所定単位数 + 〇〇単位

-〇〇単位 ⇨ 所定単位数 - 〇〇単位

×〇〇% ⇨ 所定単位数 × 〇〇／100

〇〇%加算 ⇨ 所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇／100

【色分けルール】

- ・水色→新設
- ・黄色→変更
- ・灰色→廃止

大瀬白星市 訪問型サービス(独自)サービスコード表(R7.4.1以降)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定 単位		
種類	項目										
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合				1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		1,176単位	日割の場合	÷	30.4日	39単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合					2,348	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		2,349単位	日割の場合	÷	30.4日	77単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合					3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		3,727単位	日割の場合	÷	30.4日	123単位	123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合				287単位	287	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		179単位	179			
A2	2621	訪問型独自サービス23			(二)所要時間45分以上の場合		220単位	220			
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合				163単位	163		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合			12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				日割の場合	÷	30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合			23単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				日割の場合	÷	30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合			37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割				日割の場合	÷	30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			3単位減算	-3	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		2単位減算	-2		
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合		2単位減算	-2		
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合			2単位減算	-2		
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未算定減算11		業務継続計画未算定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合			12単位減算	-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未算定減算11日割					日割の場合	÷	30.4日	1単位減算	-1
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未算定減算12				(2)1週に2回程度の場合			23単位減算	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未算定減算12日割	日割の場合				÷	30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未算定減算13	(3)1週に2回を超える程度の場合					37単位減算	-37	1月につき	
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未算定減算13日割				日割の場合	÷	30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減算		1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15% 減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12% 減算				
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算				所定単位数の 15% 加算				
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割					所定単位数の 15% 加算		1日につき		
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数					所定単位数の 15% 加算		1回につき		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の 10% 加算		1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割					所定単位数の 10% 加算		1日につき		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数					所定単位数の 10% 加算		1回につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算		1月につき		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の 5% 加算		1日につき		
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数					所定単位数の 5% 加算		1回につき		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算					200 単位加算	200		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)			100 単位加算	100	1月につき		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200 単位加算	200			
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算					50単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の 245/1000 加算		1月につき		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の 224/1000 加算				
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)			所定単位数の 182/1000 加算				
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)			所定単位数の 145/1000 加算				
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)		所定単位数の 221/1000 加算		廃止		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)		所定単位数の 208/1000 加算		廃止		
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)		所定単位数の 200/1000 加算		廃止		
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)		所定単位数の 187/1000 加算		廃止		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)		所定単位数の 184/1000 加算		廃止		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)		所定単位数の 163/1000 加算		廃止		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)		所定単位数の 163/1000 加算		廃止		
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)		所定単位数の 158/1000 加算		廃止		
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)		所定単位数の 142/1000 加算		廃止		
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)		所定単位数の 139/1000 加算		廃止		
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11			(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)		所定単位数の 121/1000 加算		廃止		
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12			(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)		所定単位数の 118/1000 加算		廃止		
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13			(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)		所定単位数の 100/1000 加算		廃止		
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14			(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)		所定単位数の 76/1000 加算		廃止		

大網白里市 通所型サービス(独自)サービスコード表(R7.4.1以降)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位		
種類	項目									
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1			1,798	1月につき		
A6	1112	通所型独自サービス11日割		1,798単位	日割りの場合	÷ 30.4日	59単位	59	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス12		要支援2				3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス12日割		3,621単位	日割りの場合	÷ 30.4日	119単位	119	1日につき	
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで			436単位	436		
A6	1123	通所型独自サービス22		要支援2 ※1月の中で全部で8回まで			447単位	447	1回につき	
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1			18単位減算	-18	1月につき	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	要支援2	日割りの場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12						36単位減算	-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				日割りの場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1			4単位減算	-4	1回につき	
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		要支援2			4単位減算	-4		
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1			18単位減算	-18	1月につき	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	要支援2	日割りの場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12						36単位減算	-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割				日割りの場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1			4単位減算	-4	1回につき	
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22		要支援2			4単位減算	-4		
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算			1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算			1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算			1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1			376単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		要支援2	752単位減算			-752		
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合	94単位減算			-94	1回につき	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	47単位減算			-47	片道につき		
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算			100	1月につき		
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算	240単位加算			240			
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算	50単位加算			50			
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算	200単位加算			200			
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算			150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算			160		
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算	480単位加算			480			
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88			
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2		要支援2	176単位加算	176				
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72			
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2		要支援2	144単位加算	144				
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24			
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2		要支援2	48単位加算	48				
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)			100単位加算	100		
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200単位加算	200		
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ2		運動器機能向上加算を算定している場合			100単位加算	100		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)			20単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)			5単位加算	5		
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算	40単位加算			40	1月につき		
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の92/1000 加算			
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の90/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)			所定単位数の80/1000 加算			
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)			所定単位数の 64/1000 加算			
A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)			所定単位数の 81/1000 加算		廃止	
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2		(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)			所定単位数の 76/1000 加算		廃止	
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3		(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)			所定単位数の 79/1000 加算		廃止	
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4		(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)			所定単位数の 74/1000 加算		廃止	
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5		(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)			所定単位数の 65/1000 加算		廃止	
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6		(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)			所定単位数の 63/1000 加算		廃止	
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7		(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)			所定単位数の 56/1000 加算		廃止	
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8		(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)			所定単位数の 69/1000 加算		廃止	
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9		(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)			所定単位数の 54/1000 加算		廃止	
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10		(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)			所定単位数の 45/1000 加算		廃止	
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11		(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)			所定単位数の 53/1000 加算		廃止	
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12		(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)			所定単位数の 43/1000 加算		廃止	
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13		(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)			所定単位数の 44/1000 加算		廃止	
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14		(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)			所定単位数の 33/1000 加算		廃止	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位		定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超		59単位		41		1日につき	
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		要支援2	3,621単位			2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位			83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21回数・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22回数・定超		要支援2	※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成	算定	
種類	項目					単位数	単位		
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,798単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠				59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		要支援2		3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠				119単位		83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21回数・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22回数・人欠		要支援2	※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

大網白里市 介護予防ケアマネジメントサービスコード表 (R6.4.1以降)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
AF	1001	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント 費 事業対象者・要支援1・2(要 介護1～5へ移行した者に対 する弾力化は実施しない)	442 単位			442	1月につき
AF	1007	介護予防ケアマネジメントA高齢者虐待防止未実施減算		高齢者虐待防止措置未実施減算	438 単位		438	
AF	1008	介護予防ケアマネジメントA高齢者虐待防止未実施・業務継続計画未策定減算		4単位減算	業務継続計画未策定減算	4単位減算	434 単位	
AF	1009	介護予防ケアマネジメントA業務継続計画未策定減算		業務継続計画未策定減算		4単位減算	438 単位	
AF	3001	介護予防ケアマネジメントC		442 単位			442	
AF	1005	介護予防ケアマネジメント初回加算	ロ 初回加算	300 単位加算			300	
AF	1006	介護予防ケアマネジメント委託連携加算	ハ 委託連携加算	300 単位加算			300	